

令和6年度

# 交通事故被害者のご家族への援護金のしおり

## 公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金

公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金では、交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄附金を、援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付しています。

※交通遺児等…交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により保護者が死亡又は重い障害（概ね身体障害者手帳の基準で1～3級相当の障害）を負った保護者に養育されている子供

### 援護金

※返還する必要はありません。

#### I 給付対象の子供

埼玉県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学校及び各種学校等に在学する平成18年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、下表に掲げる世帯に属する者

給付対象の子供の人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

#### II 給付額

子供1人につき

**100,000**円

#### III 給付時期

令和7年5月上旬（令和7年4月末までに「給付決定通知書」を送付します。）

#### IV 給付の申し込み期限（消印有効）

令和7年1月31日（金）まで

#### V 申し込みに必要な書類

- 交通遺児等援護金給付申請書（様式第1号）
  - 交通事故証明書
  - 死亡若しくは負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による書類
  - 世帯全員の住民票の写し  
※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの  
申請日前3か月以内に発行されたもの
  - 給付対象の子供を除く世帯全員の課税証明書又は非課税証明書（令和6年度証明書（令和5年所得分））  
※非課税証明書については、なるべく所得金額が記載されているものでお願いします。
  - 高等学校、各種学校等に在学する子供については在学証明書
  - 保護者が重い障害を負ったことを理由として申請する場合は、障害を証明する書類
- ※証明書・書類は写し（コピー）でも可

#### VI 過去に給付を受けたことのある方

現況確認をさせていただきますので、お手元に確認書（令和6年11月下旬送付予定）が届きましたら、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、ご返送ください。なお、審査の結果により、支給が停止される場合があります。

なお、申請された事項に変更が生じた場合は、みずほ信託銀行 浦和支店（☎048-822-0191）までご連絡ください。

# 援護一時金

※返還する必要はありません。

## I 給付対象の子供

埼玉県内に在住する令和5年4月1日以降に交通遺児等となった者  
(交通遺児等になった日現在18歳以下)

## II 給付額

子供1人につき **100,000**円 (1回のみ)

## III 給付時期

令和6年11月上旬又は令和7年5月上旬  
(令和6年10月末又は令和7年4月末までに「給付決定通知書」を送付します。)

## IV 給付の申し込み期限 (消印有効)

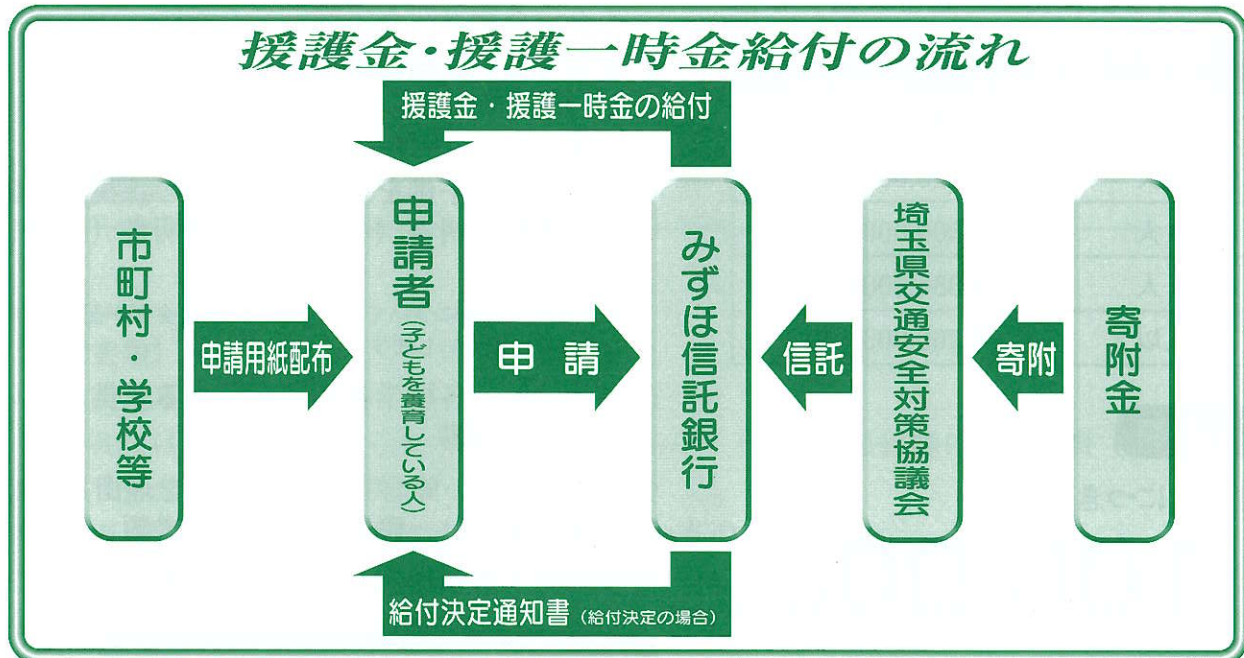
令和6年8月30日(金)まで(令和6年11月支給分)  
令和7年2月28日(金)まで(令和7年5月支給分)

## V 申し込みに必要な書類

- 交通遺児等援護一時金給付申請書(様式第1号)
- 交通事故証明書
- 死亡若しくは負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による書類
- 世帯全員の住民票の写し  
※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの、申請日前3か月以内に発行されたもの
- 保護者が重い障害を負ったことを理由として申請する場合は、障害を証明する書類  
※証明書・書類は写し(コピー)でも可



## 援護金・援護一時金給付の流れ



### ● 申請書の提出先

**みずほ信託銀行株式会社 浦和支店**

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-12-10 ☎048-822-0191

### ● 問合せ先

**埼玉県交通安全対策協議会** ☎048-825-2011

**埼玉県県民生活部防犯・交通安全課** ☎048-830-2955

※市町村にも同様の援護制度がある場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

# 交通遺児等援護金給付申請書

年 月 日

(あて先)

公益信託埼玉県交通安全対策協議会  
交通遺児援護基金

(委託者)

埼玉県交通安全対策協議会

(受託者)

みずほ信託銀行株式会社

申請者氏名

交通遺児等援護金の給付について、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

## 1 申請者（現在の保護者）

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	( )
給付対象の 遺児等の人数	人	遺児等 との続柄	

## 2 交通事故にあった保護者

ふりがな 氏名	当時の 年齢	遺児等 との続柄	申請者との 続柄
事故の 日時・場所	年 月 日 都道府県	午前・午後 時 分頃 市・郡 町・村 番地先道路上 ( )	丁目 警察署管内)
事故の状況	死亡・重度障害・その他 ( )		

交通遺児等援護一時金給付申請書

年 月 日

(あて先)

公益信託埼玉県交通安全対策協議会  
交通遺児援護基金

(委託者)

埼玉県交通安全対策協議会

(受託者)

みずほ信託銀行株式会社

申請者氏名

交通遺児等援護一時金の給付について、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

1 申請者 (現在の保護者)

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	( )
給付対象の 遺児等の人数	人	遺児等 との続柄	

2 交通事故にあった保護者

ふりがな 氏名		当時の 年齢	歳	遺児等 との続柄		申請者との 続柄	
事故の 日時・場所	年 月 日 都道府県	午前・午後	時 分頃	市・郡	町・村	丁目	番地先道路上 ( 警察署管内)
事故の状況	死亡・重度障害・その他 ( )						

### 3 遺児等

ふりがな氏名	生年月日	事故にあった保護者との続柄
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

### 4 振込先

振込口座	銀行・信用金庫・農協・その他	支店
口座番号	普通・当座 No.	
ふりがな 口座名義		

#### 【添付書類】

- (1) 交通事故証明書 (写)
- (2) 死亡又は負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による書類 (写)
- (3) 世帯全員の住民票 (写)
  - ※ 個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの
  - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
- (4) 保護者が心身に著しい障害があることを理由として申請する場合は障害の程度を証明する書類 (次の書類からいずれか1つ)
  - ア 身体障害者手帳 (1～3級) : 身体障害者手帳 (写)
  - イ 自動車損害賠償責任保険 (1～4級) : 自動車損害賠償責任保険等級認定通知書 (写)
  - ウ 児童扶養手当 : 児童扶養手当証書 (写)
  - エ 障害年金 (1級) : 年金証書 (写)

### 3 遺児等

ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
学校名 (学年)		学校 (学年)	事故にあった 人との続柄		
ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
学校名 (学年)		学校 (学年)	事故にあった 人との続柄		
ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
学校名 (学年)		学校 (学年)	事故にあった 人との続柄		
ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
学校名 (学年)		学校 (学年)	事故にあった 人との続柄		

### 4 振込先

振込口座	銀行・信用金庫・農協・その他	支店
口座番号	普通・当座 No.	
ふりがな 口座名義		

#### 【添付書類】

- (1) 交通事故証明書 (写)
- (2) 死又は負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による書類 (写)
- (3) 世帯全員の住民票 (写)
  - ※ 個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの
  - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
- (4) 給付の対象となる遺児等を除く世帯全員の課税証明書又は非課税証明書
- (5) 高等学校、各種学校等に在学する遺児等については在学証明書
- (6) 保護者が心身に著しい障害があることを理由として申請する場合は障害の程度を証明する書類 (次の書類からいずれか1つ)
  - ア 身体障害者手帳 (1～3級) : 身体障害者手帳 (写)
  - イ 自動車損害賠償責任保険 (1～4級) : 自動車損害賠償責任保険等級認定通知書 (写)
  - ウ 児童扶養手当 : 児童扶養手当証書 (写)
  - エ 障害年金 (1級) : 年金証書 (写)